

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第2条 静岡県が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- （1）施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- （2）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- （3）発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事

なお、（3）により対象外として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を行い、必要に応じて対象とすることができる。

（用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

（発注）

第4条 発注者指定型により発注する。

（1）発注者指定型

静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（実施方法）

第5条 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- （1）受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（別紙2を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- （2）受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- （3）監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。
- （4）上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

（費用の計上）

第6条 別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

（工事成績における評価）

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- （1）4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- （2）4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- （3）4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

（達成証明）

第8条 本要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

附 則

この「静岡県交通基盤部 週休2日推進工事（土木工事）実施要領」は平成31年1月1日から施行する。

この「静岡県交通基盤部・経済産業部 週休2日推進工事实施要領」は令和元年7月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和2年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和4年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和5年4月1日から施行する。

この「静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領」は令和6年4月1日から施行する。